

平成 27 年

第 4 回市議会定例会 議案第 11 号

函館市榎法華高齢者福祉総合センター条例の廃止について  
函館市榎法華高齢者福祉総合センター条例を廃止する条例を次のよう  
に定める。

平成 27 年 12 月 2 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市榎法華高齢者福祉総合センター条例を廃止する条例  
函館市榎法華高齢者福祉総合センター条例（平成 16 年函館市条例第  
78 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

榎法華高齢者福祉総合センターを廃止するため